

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

天理市公平委員会

委員長 橋本武志

公平委員会規則第1号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中

「

公室長、部長、特命理事、理事、参与 所長、公室次長、部次長 課長、参事、主幹 室長、課長補佐、指導主事 秘書広報課秘書係長 人事課人事厚生係長、人事課人事厚生係の職員（福利厚生又は研修に関する事務を行うものを除き、かつ、企画に関する事務を行うものに限る。） 総務課文書行政係長、総務課ファシリティマネジメント推進係長 財政課財政係長 総合政策課街づくり推進係長、総合政策課企画係長
--

」

を

「

公室長、部長、特命理事、理事、参与 所長、公室次長、部次長 課長、参事、主幹 室長、課長補佐、指導主事
--

秘書広報課秘書係長

人事課人事厚生係長、人事課人事厚生係の職員（福利厚生又は研修に関する事務を行うものを除き、かつ、企画に関する事務を行うものに限る。）

総務課文書行政係長

ファシリティマネジメント課ファシリティマネジメント係長

財政課財政係長

総合政策課街づくり推進係長、総合政策課企画係長

」

に改める。

別表第2幼稚園の項中「園長」の次に「、副園長」を加え、同表保育所の項中「所長」の次に「、副所長」を加え、同表こども園の項中「園長」の次に「、副園長」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。